

1 居住の場

あるべき体制

<p>1 自宅(持ち家) ●住み慣れた自宅(持ち家)で、地域とつながりを持ちながら生活できる</p>
<p>2 賃貸住宅 2-1 民間住宅 ●プライバシーが確保され、地域の中で生活ができる</p>
<p>2-2 公営住宅 ●プライバシーが確保され、地域の中で生活ができる</p>

課題となる点

<p>1 自宅(持ち家) ①維持管理の担い手の問題 ・建物の管理(補修、税金の支払い等)ができない ・所有権の問題(相続など) ②親亡き後、地域の中で孤立してくるおそれがある ③福祉施設に比べてケアの体制が薄い</p>
<p>2 賃貸住宅 2-1 民間住宅 ①維持管理の担い手の問題 ・建物の管理(補修、家賃の支払い等)ができない ②福祉施設に比べてケアの体制が薄い ③バリアフリー対応の住宅が少ない ④知的・精神の方については近隣住民の理解が進んでいない ⑤保証人となる人がいない</p>
<p>2-2 公営住宅 ①維持管理の担い手の問題 ・建物の管理(補修、家賃の支払い等)ができない ②福祉施設に比べてケアの体制が薄い ③バリアフリー対応の公営住宅が不足している ④抽選があり、空きがない</p>

今後の取り組み

<p>1 自宅(持ち家) ①ボランティアの活用等による見守り体制の充実 (参考:後見的支援制度:横浜市) ②地域活動支援センターの充実(増設) 地域包括と地域活動支援センターの一体化(障がいと介護の一体化) ③ホームヘルプサービスの充実</p>
<p>2 賃貸住宅 2-1 民間住宅 ①ボランティアの活用等による見守り体制の充実 (参考:後見的支援制度:横浜市) ②ホームヘルプサービスの充実 ③『民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業』の周知 ・バリアフリー改修を認めてくれる物件についての情報提供 ④障がい者に対する理解の促進 ⑤保証人制度の創設(居住サポート事業)</p>
<p>2-2 公営住宅 ①ボランティアの活用等による見守り体制の充実 (参考:後見的支援制度:横浜市) ②ホームヘルプサービスの充実 ③④バリアフリー住戸の整備</p>

あるべき体制

<p>3 グループホーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ●見守り・支援を受けながら、地域の中で生活ができる
<p>4 福祉ホーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ●低額な料金で見守り・支援を受けながら地域の中で生活ができる
<p>5 障がい者施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ●見守り・支援を受けながら安全に生活ができる



課題となる点

<p>3 グループホーム</p> <ol style="list-style-type: none"> ①グループホームが不足している ②知的障がい者が入れるグループホームが少ない ③グループホームの建設に対する地域の理解が進まない ④（利用者の）費用的負担が大きい
<p>4 福祉ホーム</p> <ol style="list-style-type: none"> ①福祉ホームが不足している
<p>5 障がい者施設</p> <ol style="list-style-type: none"> ①別府市内に施設が不足している ②自己選択・自己決定がしにくい ③地域から隔離されている



今後の取り組み

<p>3 グループホーム</p> <ol style="list-style-type: none"> ①② <ul style="list-style-type: none"> ・市による土地の提供、土地・建物取得のための財政支援等によるグループホーム増加促進策を検討（借入れに対する利息分の補助など） ・グループホーム、施設、日中活動の場をワンセットで行う多機能事業所の整備促進策を検討 ・空き家（アパートも含む）のグループホームとしての転用支援 ・サテライト型住居の促進 <ol style="list-style-type: none"> ③市民への障がいに対する理解の促進
<p>4 福祉ホーム</p> <ol style="list-style-type: none"> ①市による土地の提供、土地・建物取得のための財政支援等による福祉ホーム増加促進策を検討（借入れに対する利息分の補助など）
<p>5 障がい者施設</p> <ol style="list-style-type: none"> ①市による土地の提供、土地・建物取得のための財政支援等による障がい者施設増加促進策を検討（借入れに対する利息分の補助など） ②市外の施設等も含めて、積極的なマネジメントによる生活の質の向上のためのサポートの充実

2 社会参加の場

あるべき体制

<p>1 日中活動の場</p> <p>1-1 地域活動支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ●創作的活動、生産的活動の機会の提供、社会との交流の促進を図る
<p>1-2 生活介護</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食事や排泄などの介護や日常生活上の支援のほか、創作的活動や生産活動の機会を提供
<p>1-3 自立訓練（機能訓練）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談を行う
<p>1-4 自立訓練（生活訓練）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談等を行う
<p>2 集いの場</p> <p>2-1 自助会（当事者・家族等）・交流の場</p> <ul style="list-style-type: none"> ●共通の悩みを持つ者が集うことで心の交流、情報の共有が行われ、孤立化を防ぐ ●当事者同士の交流のみならず、地域の方との交流の場
<p>2-2 イベント（文化・スポーツ活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●趣味を共有することで生活の質の向上が図れ、共通の趣味の仲間がいることで孤立化を防ぐ

⇒

課題となる点

<p>1 日中活動の場</p> <p>1-1 地域活動支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市内に地域活動支援センターの数が少ない（2ヶ所）
<p>1-2 生活介護</p> <ul style="list-style-type: none"> ①対象者が障害支援区分3以上（50歳以上の場合は区分2）である ②サービス提供事業所が少ない（7事業所）
<p>1-3 自立訓練（機能訓練）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①利用期間が1.5年間と限られる ②サービス提供事業所が少ない（2事業所）
<p>1-4 自立訓練（生活訓練）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①利用期間が2年間と限られる ②サービス提供事業所が少ない（4事業所）
<p>2 集いの場</p> <p>2-1 自助会（当事者・家族等）・交流の場</p> <ul style="list-style-type: none"> ①活動の場所の確保が困難である ②自助会があることが知られていない ③当事者及び保護者間の集いの場に留まっており、地域の方々との交流の場になっていない
<p>2-2 イベント（文化・スポーツ活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①指導員が不足している ②活動の場が近くにない（親などの支援が必要）、アクセスの問題 ③文化・スポーツ活動の場があることが知られていない

⇒

今後の取り組み

<p>1 日中活動の場</p> <p>1-1 地域活動支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ①・地域活動支援センターの増設支援 ・特色ある支援センターの設置（スポーツ系、ギャラリー系など）
<p>1-2 生活介護</p>
<p>1-3 自立訓練（機能訓練）</p>
<p>1-4 自立訓練（生活訓練）</p>
<p>2 集いの場</p> <p>2-1 自助会（当事者・家族等）・交流の場</p> <ul style="list-style-type: none"> ①公的機関の利用 ・空き店舗の利用 ②情報の発信やネットワーク化 ③市民への障がいに対する理解の促進することで、地域の人たちとの交流の場（サロン）を増やす
<p>2-2 イベント（文化・スポーツ活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①指導員の育成に取り組む ②文化的な趣味やスポーツが行える場を増やす 居住地の近くに活動の場をつくる ③情報の発信やネットワーク化

あるべき体制

2-3 自治会活動（地域の祭り、運動会、盆踊りなど）
●地域の人に障がいを持っていることを知ってもらうことで、日常的又は緊急時等における支援を受けることができる。地域での孤立化を防ぐ

3 就労継続支援B型事業所

- 支援を受けながら働くための訓練を受けることができる
- 働く場と居場所が同居している
- 状態に合わせて作業内容を調整することができる
- B型事業所が地域活動支援センターの役割も担っている（日中活動の場）
- 生産活動により喜びが得られる

課題となる点

2-3 自治会活動（地域の祭り、運動会、盆踊りなど）
①地域と関わることを避ける（知られたくない）という意識がある

3 就労継続支援B型事業所

- ① 工賃が低い（生活費としては不足）
- ② 作業内容・事業と障がい者のニーズのミスマッチ（選択肢が少ない）
 - ・作業種類の異なる事業所
 - ・精神障がい者の作業所
 - ・地域との交流が少ない

今後の取り組み

2-3 自治会活動（地域の祭り、運動会、盆踊りなど）
①市民への障がいに対する理解の促進

3 就労継続支援B型事業所

- ① 工賃の引き上げ、受注拡大支援
- ② 福祉作業所等の経営支援、受注拡大支援
 - ・サロン事業の推進



3 生計費

あるべき体制

<p>1 就労の場 1-1 一般就労</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一定の収入が得られ、社会の一員としての自覚が生まれる
<p>1-2 就労継続支援 A 型事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ●支援を受けながら働くための訓練を受けることができる ●施設と利用者間で雇用契約を結び、労働基準法に準じた業務を行うこととなっているため、最低賃金が保障される
<p>2 就労支援 2-1 就労移行支援事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一般企業での就業などをめざす障害者が、本人に見合った職場への就職と定着をめざして支援する ●就労支援員の配置（求職活動支援、職場開拓、職場定着支援など）
<p>2-2 障害者就業・生活支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ●就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がい者に対し、一体的な支援を行う



課題となる点

<p>1 就労の場 1-1 一般就労</p> <ol style="list-style-type: none"> ①無理な就労による症状の再発 ②障がい者雇用に積極的な企業が少ない（企業が本気で採用したいと思っているのか不明） ③短時間しか労働できないことへの職場内の理解がない ④一般就労できるのは限られた人である
<p>1-2 就労継続支援 A 型事業所</p> <ol style="list-style-type: none"> ①短時間労働などで十分なお金を稼げない ②企業としての運営課題（収益採算性など） ③ A 型事業所の数が少ない。（5 事業所） ④就業内容と障がい者のニーズのミスマッチ（選択肢が少ない） ⑤当事者の意向と企業の意向のズレがある
<p>2 就労支援 2-1 就労移行支援事業所</p> <ol style="list-style-type: none"> ①利用期間が2年間と限られる
<p>2-2 障害者就業・生活支援センター</p> <ol style="list-style-type: none"> ①当事者やその家族にとって敷居が高く感じられ、支援を受けづらい



今後の取り組み

<p>1 就労の場 1-1 一般就労</p> <ol style="list-style-type: none"> ①サポートする人（保証人、ジョブコーチなど）の確保・支援 ②・民間における障がい者雇用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援機関との連携 ・観光産業との連携による雇用の場の確保 ③障がい者に対する職場の理解を深める ④在宅就労支援
<p>1-2 就労継続支援 A 型事業所</p> <ol style="list-style-type: none"> ②福祉作業所等の経営支援、受注拡大支援 ⑤就労支援機関との連携
<p>2 就労支援 2-1 就労移行支援事業所</p>
<p>2-2 障害者就業・生活支援センター</p> <ol style="list-style-type: none"> ①当事者やその家族が相談しやすい状況をつくる。そのために主体的に結びつけてくれる支援者が必要。

あるべき体制

<p>2-3 地域障害者職業センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ●就職や復職にあたっての就業相談・職業評価、職場適応指導など職業リハビリテーションに関する支援を受けられる ●模擬的就労場面を利用して個別のカリキュラムによる支援を行い、就職に向けた準備を整える（職業準備支援） ●就職後、職場での不安に対して、障がい者、事業主に対して支援を行う（ジョブコーチ支援） ●うつ病などにより休職している人や事業主に対し、復職支援を行う（リワーク支援）
<p>2-4 ハローワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障がいの態様や適性、希望職種等に応じた、きめ細かな職業相談、職業紹介、職場適応指導を行う ●障がい者向け求人確保 ●障害者雇用促進法で定められた障がい者雇用率を達成するための指導 ●地域障害者職業センターや障害者就業・生活支援センターなど関係機関と連携した就職支援を行う
<p>3 年金・手当等</p> <p>3-1 障害基礎年金（国）</p>
<p>3-2 心身障害者福祉手当（市）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している障がい者及び障がい児に支給される
<p>3-3 特別障害者手当（国）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●最重度の心身障がい者に支給される



課題となる点

<p>2-3 地域障害者職業センター</p> <p>①当事者やその家族にとって敷居が高く感じられ、支援を受けづらい</p>
<p>2-4 ハローワーク</p> <p>①当事者やその家族にとって敷居が高く感じられ、支援を受けづらい</p>
<p>3 年金・手当等</p> <p>3-1 障害基礎年金（国）</p> <p>①年金額が低い</p>
<p>3-2 心身障害者福祉手当（市）</p>
<p>3-3 特別障害者手当（国）</p>



今後の取り組み

<p>2-3 地域障害者職業センター</p> <p>①当事者やその家族が相談しやすい状況をつくる。そのために主体的に結びつけてくれる支援者が必要</p>
<p>2-4 ハローワーク</p> <p>①当事者やその家族が相談しやすい状況をつくる。そのために主体的に結びつけてくれる支援者が必要</p>
<p>3 年金・手当等</p> <p>3-1 障害基礎年金（国）</p> <p>①・生活の訓練により支出を減らす（浪費を抑える） ・詐欺被害等への対策</p>
<p>3-2 心身障害者福祉手当（市）</p>
<p>3-3 特別障害者手当（国）</p>

あるべき体制

<p>3-4 障害児福祉手当（国） ●最重度の心身障がい児に支給される</p>
<p>3-5 特別児童扶養手当（国） ●心身に障がいのある20歳未満の児童を監護している父母又は養育者に支給される</p>
<p>3-6 児童扶養手当（国） ●父又は母と生計を同じくしていない児童、父又は母が一定の障がいの状態にある家庭の児童を養育している父又は母、養育者に支給される</p>
<p>3-7 心身障害者扶養共済制度 ●障がい者を扶養している保護者が一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障がいとなったとき、障がい者に年金が支給される</p>
<p>4 親の資産・財産等 ●親の残した資産・財産等を運用し、生活費として活用する</p>

⇒

課題となる点

<p>3-4 障害児福祉手当（国）</p>
<p>3-5 特別児童扶養手当（国）</p>
<p>3-6 児童扶養手当（国）</p>
<p>3-7 心身障害者扶養共済制度</p>
<p>4 親の資産・財産等 ①金銭・資産管理ができず、浪費、詐欺等により適切な運用ができない ②後見人制度、あんしんサポート等の支援制度を知らない ③後見人制度、あんしんサポート等の対象外となった場合、管理するシステムがない</p>

⇒

今後の取り組み

<p>3-4 障害児福祉手当（国）</p>
<p>3-5 特別児童扶養手当（国）</p>
<p>3-6 児童扶養手当（国）</p>
<p>3-7 心身障害者扶養共済制度</p>
<p>4 親の資産・財産等 ①後見人制度やあんしんサポート等の制度を活用する ②制度の周知を図る ③財産管理のシステムの構築</p>